

マックス・ヴェーバー没後 100 年シンポジウム

学知の危機とマックス・ヴェーバー

——科学主義と反知性主義を超える

シンポジウム実行委員会 鈴木 宗徳

はじめに

趣旨説明（恒木健太郎）

第 1 報告（内藤葉子）

第 2 報告（橋本直人）

第 3 報告（太子堂正称）

コメント（三笥利幸、野崎敏郎）とリプライ

全体討論

おわりに

はじめに

本稿は、2021 年 12 月 19 日に Zoom（Web 会議サービス）を用いてオンラインで開催された、マックス・ヴェーバー没後 100 年シンポジウム「学知の危機とマックス・ヴェーバー——科学主義と反知性主義を超える」の記録である。この催しは、有志によって組織された実行委員会が主催し、法政大学大原社会問題研究所と大阪府立大学女性学研究センターが後援として協力した。145 名が参加（Zoom に接続）し、3 人の報告（各 30 分）と 2 人のコメント（各 15 分）を中心に 5 時間を超える活発な議論が行われた。司会は鈴木宗徳が務めた。

実行委員会は、荒川敏彦、宇都宮京子、木村正人、小林純、佐野誠、鈴木宗徳、太子堂正称、恒木健太郎、内藤葉子、中野敏男、野崎敏郎、橋本直人、水林彪、三笥利幸、森川剛光、横田理博の 16 名で構成され、当日は参加されなかったが、折原浩氏と市野川容孝氏にも準備の議論に加わって頂いた。2018 年 7 月に第 1 回の準備会議を開き、当初はヴェーバー没後 100 年にあたる 2020 年の 12 月にシンポジウムを開催することを目指したが、2020 年 1 月から国内で新型コロナウイルスの感染が広がったため 1 年間の延期を余儀なくされた。その間、2020 年 3 月から半年間の中断をはさんで、延べ 17 回にわたり研究会や会議を開いて準備を進めた。ヴェーバーは 1920 年 6 月 14 日に肺炎のため 56 歳で亡くなったが、そのきっかけとなったのも当時のスペイン風邪の大流行であった。

マックス・ヴェーバーは、宗教社会学をはじめ経済、法、政治、都市、音楽など多彩な分野で業績を残し、現代の諸学問に幅広い思想的影響を与えている。その中でも私たちが今回のシンポジウムのテーマに選んだのは、ヴェーバーが生きた世紀転換期以降の「科学」をめぐる思想・学問状況を「学知の危機」という視点から捉え直すというものである。次に掲載する「趣旨説明」は、実行委員会での討論をもとに恒木健太郎がとりまとめ、シンポジウムの冒頭で読み上げたものであるが、このテーマの射程を示すため、ここに全文を掲載する。当日の3つの報告は、本稿とは別に論文の形で他の媒体に掲載する予定であるが⁽¹⁾、以下の趣旨説明および三笥利幸と野崎敏郎によるコメントを併せて読むことによって、主催者の企画意図を十全に汲んで頂けるはずである。また、シンポジウムに参加された影浦亮平氏（千葉商科大学）が、他日、*Sociologia Internationalis* 誌に報告記事を寄稿して下さる予定であり、そちらも是非ご覧頂きたい。

以下、趣旨説明に続いて、3つの報告と2つのコメントの要旨、そして質疑応答と全体討論の概要を掲載する。趣旨説明および報告とコメントの要旨については、当日発表した本人が執筆した。

趣旨説明

恒木健太郎「マックス・ヴェーバーの時代と現代」

マックス・ヴェーバーが亡くなって、100年を超えた。有名な「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」に象徴されるとおり、彼は近代人の合理性に潜む諸問題を提起した人物として、世に知られている。彼の著作はいまや古典としての位置を占めているものの、現代の人文社会科学においてヴェーバーに言及することは少なくなっている。それでもなお、ヴェーバーについてシンポジウムを行う意義はどこにあるというのか。それは、彼の生きた時代の現代性と、彼が同時代の諸思想と格闘した姿勢および内容の現代性とにある。

白熱電球とダイナマイト。いずれも19世紀における科学技術の発展の所産であるが、その発展は大規模な生産組織と高度な専門知を必須のものとした。それは、一方では生活水準の向上に貢献した。しかし、他方では知の所有の格差と自然科学の過度の礼賛をもたらした。大規模戦争と大量殺戮を生みだす元凶ともなった。明るい未来をもたらしたはずの科学技術は、同時に危機の時代をも招来させたのである。

19世紀後半から20世紀前半にかけてのドイツに目を向けると、その危機はさまざまな局面で進行する。その一つが、自然科学を徹底的に援用する文筆家たちの「科学主義」である。かつて啓蒙思想が「光」を呼びこみ蒙を啓くべく科学知識を利用した際、頭蓋骨の形の違いが人間の質の優劣を決めるかのような言説を流布させたように、こうした文筆家たちは科学的根拠の名のもとで差別と偏見を無責任にも拡散させる役割を果たしていた。

(1) 第3報告（太子堂正称）については、既に『愛知学院大学論叢 経済学研究』第9巻2号（2022年3月）に掲載が決定している。第1報告（内藤葉子）の一部は、「帝政期ドイツにおける性をめぐる科学的言説と女性の主体性——マリアンネ・ヴェーバーの〈自然〉概念批判に関する一考察』『ジェンダー史学』第17号（2021年11月）から構成されている。第1報告のその他の部分と第2報告については、論文の掲載が決まり次第、「マックス・ヴェーバー研究会21」のホームページに詳細情報を掲載する（<https://www3.cuc.ac.jp/~arakawa/weber21/>）。

今日的には似非科学と評されざるを得ないこれらの言説の根底には、ありとあらゆるものを「自然」の名のもとに還元する一元論的思考があった。しかし、それは本人たちにとっては科学的であった。文化までも「エネルギー」で説明しようとしたノーベル賞化学者のヴィルヘルム・オストヴァルトは、その有名な一人である。また、当時は優生思想や人種主義が科学的なものとして盛んに議論されていた。この自然主義的一元論の思考法は、法学の世界にまで流れ込んできていたと言われている。そして、この科学主義的思考法と「反知性主義」との結合が、この時代には進行していた。

また、当時の学問をとりまく状況は大きな変化を迎えていた。文部官僚の権力者として君臨していたフリードリヒ・アルトホフが、科学技術を発展させるべく大学改革を進めていた。ドイツの冠たる科学技術の礎を築いた功績において、彼は疑いなく評価される人物である。しかし、同時に彼は大学改革のために人事介入をくりかえし行なった。大学の自治や学問の自由が脅かされた時代でもあった。

自然主義的一元論の蔓延とトップダウンの大学改革。これらは個人や社会を人為的な設計のもとに管理しようとする思想とも結びついていく。そこで生まれた思想のなかには、自由法運動のようにがんじがらめの法律実証主義を乗り越えようとする試みもあったが、しかしそれは同時に、己の恣意的な設計に個々の生を従わせ、これを規律化し支配していこうとする志向へと反転する恐れを内包したものでもあった。官僚制の肥大化による社会の硬直化は、設計主義の傲慢と独裁志向をも生みだしたのである。

この時期のドイツとは、かような科学主義と反知性主義が権力と深く結びついた「学知の危機」の時代であった。2つの世界大戦と目を覆わんばかりのジェノサイドの元凶は、この科学主義と反知性主義を結合したナショナリズムの狂気的高揚であった。多くの政治家、役人、文筆家、さらには学者までもが、この高揚に加担した。心ある人々も、その大半は沈黙した。そうした人々は、戦争後ものうのうと生き残った。丸山眞男のいう〈無責任の体系〉は、ヴェーバーの周辺にも存在した。

そうした危機の時代にあって、個人の客観的判断の支えとなる価値自由の領域を護り、これまでの学問や言説に対して突きつめた思考と論理で向きあい、幾多の討議を通じて新しい学知を切り拓いていったのが、マックス・ヴェーバーである。その卓見の数々は、あまりにも時代を先取りし過ぎていて、同時代においても、またその死後においても、正確に理解されているとは言い難いものがある。

しかしその姿勢は、時代を共にした人々との間を切り結ぶものになる。妻のマリアンネ・ヴェーバーの活動、ルドルフ・シュタムラーの議論への批判。これらの内容の吟味はヴェーバーが向き合った時代の課題とその解決の方向性について明らかにするものになるであろう。ナチズムの到来とその帰結およびその後の状況を知る私たちの射程は、これらの2つの報告を受けてここまで広げる必要がある。

そして、ヴェーバーの思想は時代を超えて今日にいたるまでの射程をもつものでもある。彼の思想はさまざまな人々に受け継がれていった。では、その現代的意義はどこにあるか。このシンポジウムでは、ナチズムや現実の共産主義体制を批判し続けたフリードリヒ・ハイエクにおけるヴェー

バー思想の継承の内容を吟味する。そこには新自由主義に孕まれた設計主義の問題点が批判されることで、ヴェーバーの主張した価値自由の現代的意義が蘇ることになるだろう。

以下の3つの報告は、政治・文化・性、法と社会、経済と国家といった諸領域から、ヴェーバーの向き合った「学知の危機」の諸問題の背景と内容、その継承と現代的意義について議論していく。コメンテーターの発言もまた、これら諸点を踏まえたものとなる。今日の日本も世界も、新自由主義のイデオロギーが研究教育の現場にまで及び、学問の自由が危機に晒されるなかで、優生思想や人種主義がいまだに潜在し、ときに噴出してきている。このシンポジウムが、新たな学知と社会の進路をしめす灯台とならんことを。

(つねき・けんたろう 専修大学経済学部准教授)

第1 報告

内藤葉子「性・性愛・科学——〈自然〉に対するマリアンネ・ヴェーバーの批判的視座の射程」

マックス・ヴェーバーの妻でありドイツ市民女性運動を担ったマリアンネ・ヴェーバーは、ドイツ・リベラリズムとフェミニズムの交差点にいた人物である。本報告では、初期のマリアンネが何を学び、それをどのようにジェンダー的課題（「女性問題」）へと接続したのか、また自然科学的言説に対してどのような思想的立場をとったのかを論じた。

ドイツの大学が女性に対して門戸を開き始めた頃、彼女は新カント派西南学派の牙城で学問に触れることになる。博士号請求論文として準備した「フィヒテの社会主義とそのマルクスの教説との関係」（1900）は、哲学的・国民経済学的観点から、フィヒテの経済論を「倫理的社會主義」と位置づけ、その関連で「科学的」社会主義と称したマルクスを論じるものであった。彼女は、マルクスが「自然的発展」の概念にア priori に倫理的要請を持ち込み、歴史の必然として共產主義的な未来社会が到来すると考えたことを「自然と規範の同一視」「存在と当為の同一視」として批判した。この論文にジェンダー的視点は見えづらいが、のちの彼女の実践や理論を支える基盤がこの時期に形成されたと考えられる。

その後マリアンネは「女性問題」に積極的に取り組むことになる。「学問への女性の貢献」（1904）では、文化科学は自然科学とは異なる独自の存在意義をもつと主張し、女性による学問への貢献の可能性を問うた。彼女がリッカートに影響を受けたことは確かだが、複数ある価値のなかから一つの価値を選択するという能動的な態度を重視した点には、マックス・ヴェーバーとの共通性が見出せる。

「女性問題」への実践的な関心と科学論との接点は彼女の主著『法発展における妻と母』（1907）にも継続する。性的ラディカリズムが台頭するこの時期、市民女性運動急進派のシュテッカーは「新しい倫理」を唱えて自由恋愛を擁護した。彼女が設立した母性保護連盟は優生学や性科学の影響を受け、人口の管理・調整を重視する男性科学者と、女性の主体性を重視するフェミニストの視点が交差する組織であった。両者の共通点は「低価値者の排除」と生殖への介入の肯定という優生学的思考に現れていた。

この潮流に対し、マリアンネは優生学やダーウィニズムに懸念を抱く形で関心を寄せた。彼女

は、自然概念に依拠しながら人類や社会の発展のために「健康」ではない「低価値者」は存在するべきではないと論じる「現代の自然科学」に対し、自然的不平等の事実を当為へと転化させるその反平等主義的思考を批判した。生物学的概念を用いながら自然的不平等の事実をもって「何であるべきかをも確定されうる」とする傾向は、彼女によれば「存在と当為の混同」であった。さらに、生物学的事実を社会的事実の説明へと流用する自然主義的一元論が、ジェンダー不平等な秩序を肯定する機能を果たしかねないことも警戒した。こうした議論はマックス・ヴェーバーの思想とも共鳴する。生物学的思考でもって社会的・文化的な事実を一元論的に説明する試みは、科学者の主観的価値判断を無自覚に滑り込ませかねないとして、彼もまた科学の領分を逸脱するその疑似科学性を批判していた。

それでは、フェミニズムや性改革運動に現れた性的ラディカリズムが、当時の新興科学である優生学や性科学と接点をもつような知的状況はなぜ生じたのか。手がかりとなるのはマックス・ヴェーバーのエーレンフェルスに対する見解である。生殖への意志と性衝動を合致させた健康な男性を道徳的に評価すべきだというエーレンフェルスの主張を、彼は「存在と当為が男性において原理的に一致する」制度設計、「生物学的に方向づけられた道徳主義」と評した。生物学と道徳主義の独特の結合には当時の科学主義の精神的背景が関わる。例えば自然科学から社会規範の一元化を唱えるヘッケルの倫理運動がキリスト教批判を展開したように、背後には世俗化に伴う宗教的信仰の空洞化がある。生物学はその精神的空隙に一種の疑似宗教として位置づけられた。人類の進化に貢献する生殖を善とする価値観は、人間の質の改善に貢献しえない性や生殖は進化の摂理に沿わないとする含意を伴う。この点に「低価値者」を生み出さないための技術に関わる優生学との接点を見出せるだろう。

しかし進化論的進歩主義への「信仰」、科学技術による人間の質の改善への期待には、生の「体験」主義や神秘主義へと転化する危うさが混交する。マリアンネがこの状況を批判的に見ていたのは確かであり、存在と当為、事実と規範の峻別という思想的立場から自然科学的言説に対峙した。彼女は女性の権利と主体性を擁護するためにもその区別を思想と実践の準拠点とした。ただし世界大戦以降、新カント派の思想的影響力は低下し、従来の社会的規範のさらなる動揺が進む。精神的危機が一層深刻化するなかで、彼女の思想と実践がどのように変化したのかは今後の課題としたい。

（ないとう・ようこ 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科准教授）

第2 報告

橋本直人「マックス・ヴェーバーと〈意味〉の地平——科学主義・シュタムラー・ドイツ社会学の間で」

マックス・ヴェーバーの理論形成の過程において、1907年の論文「R.シュタムラーによる唯物史観の『克服』」（以下「シュタムラー批判」）が重要な位置を占めていることは、しばしば指摘されてきた。実際、この論文以降もヴェーバーはたびたびシュタムラーに言及し、自らの理論が「シュタムラーが『言うべきだったはず』のことを示」したのだ、とさえ述べている。だが、当の批判対象である法哲学者ルドルフ・シュタムラー（1856-1938）が半ば忘れ去られた存在であるこ

とも影響し、なぜヴェーバーがシュタムラーを批判したのか、またその批判の意義は何か、そして彼が何を「言うべきだった」のか、といった諸問題は必ずしも十分に解明されていない。

本報告は、シュタムラー自身の理論にさかのぼって、当時の思想状況に対するシュタムラーの位置と、そこでのヴェーバーによる批判とを検討することで、これらの問題に光をあてようと試みたものである。

そこでまず理解しておくべきは当時の法学・法哲学の状況である。当時のドイツ法学は、歴史法学派の当初の理念が有名無実化し、既存の実定法に関する概念・論理操作を旨とする法実証主義が主流となっていた。シュタムラーはこの状況を、「今日の法学が歴史法学から引き継いだのは……科学的手続きのあり方」だけだった、と指摘する。つまり、実証主義・科学主義が無反省に導入された結果として、当時の法学は実証的・科学的方法という要素以外に統一性をもたない、個々の実証知への分裂状況にあった、というのである。そしてシュタムラーはこの分裂状況を克服するために、経験に依存しない普遍妥当な法概念と、自然法の理念を普遍化し「あるべき法」を問うための法の理念とを提示したのであった。

ヴェーバーが批判の対象としたシュタムラーの大著『唯物史観から見た経済と法』（初版 1896 年、以下『経済と法』）も、こうした状況批判の延長線上にある。すなわち、この著書でシュタムラーが批判したのはマルクス主義ないし唯物史観だけではなく、むしろこれらを含む実証主義的・自然科学主義的な潮流、シュタムラーの言葉でいえば「因果科学的」潮流の全体だったのである。そしてこの潮流に対抗するためにシュタムラーが構想したのが、普遍妥当な法概念・理念を核とした「目的科学」としての社会科学である。

シュタムラーの構想は、カントにおける現象界／英知界の区別や、それを踏まえた新カント派の二分法的な学問観に即したものであり、その限りでシュタムラーは「因果科学」とは異なる方法で社会について「普遍妥当な認識」の可能性を確保しようとしていたことがわかる。だがその結果、社会科学は形式的・理念的な「目的科学」としてのみ可能とされ、社会生活の具体的な内容についての因果的な説明から論理的に切り離されてしまう。ヴェーバーがシュタムラーを厳しく批判したのは、まさにこの点であった。

「一つの現実科学」、歴史的現実の因果的理解として社会科学を構想していたヴェーバーにとって、シュタムラーの構想はとうてい受け入れがたい。だがその一方で、ヴェーバーは歴史的現象を「法則性」へと還元する一元論的・自然科学主義的な立場も批判する。つまりヴェーバーは、一方で自然科学主義を批判しつつ、他方で科学主義への対抗を意図したシュタムラーをも批判する、という二正面作戦を取ることになる。かくしてヴェーバーの課題は、シュタムラーと自然科学主義との双方に対し、「第三の選択肢」を提示することとなろう。そして「シュタムラー批判」の主題とは、まさにこの課題だったのである。

こうした観点で注目されるのは、「シュタムラー批判」の中で、ヴェーバーが「自然」概念のさまざまな可能性を検討する箇所である。ここで、「存在」と「当為」との対立に基づいて「存在＝自然」と捉えれば、「自然」＝「存在」＝「因果的な事象」と解されることになる。これがシュタムラーの「因果科学／目的科学」の対立に対応した「自然」概念である。これに対しヴェーバーは「自然＝意味を持たないもの」と「意味を持つもの」という対立を提示する。重要なのは、この区

別がシュタムラー的な「存在」／「当為」の区別とずれていることである。つまり、ヴェーバーはここで、「意味を持つ」（＝自然科学主義では捉えられない）が「因果的」な（＝シュタムラーの「目的科学」の対象ではない）事象の領域を見いだしたのである。こうして見いだされた「第三の領域」とは、すなわち経験的・因果的に説明されうる〈意味〉の領域である。この領域の発見が、のちの「理解社会学」へと展開されることは明らかであろう。「シュタムラーが『言うべきだったはず』のこと」とは、まさにこの領域の認識、つまり経験的な〈意味〉を基礎とする理論による自然科学主義への対抗だったのである。

一方に存在を法則性に還元する科学主義、他方に経験から隔絶した理念主義、その両者に抗してヴェーバーが「第三の領域」を提示したのだと理解できるなら、その理論は現代にもなお意義を有すると考えられるのではないだろうか。

（はしもと・なおと 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授）

第3 報告

太子堂正称「ハイエクにおける科学主義批判と『新自由主義』批判」

本報告の目的は次の二つである。第一に、フリードリヒ・ハイエク（1899-1992）の「科学主義」に対する批判を検討することである。彼は生涯にわたって、社会主義やファシズム、そしてケインズ主義を「設計主義」として批判した。ハイエクはそれらの根底に、自然科学の成果の社会科学への単純な適用・応用としての「科学主義」があると考えていた。すでにヴェーバーは「価値自由」の概念を唱えた「客観性論文」（1904）や『職業としての学問』（1917）においてそうした疑似科学としての自然科学還元論への批判的意識を先取りしており、そうした文脈の中でハイエクの思想も形成されたと考えられる。実際、彼自身の社会科学への関心の出発点はヴェーバーについてのものであった。

二つ目の目的は、巷間、「新自由主義」の巨魁あるいは元凶とされることの多いハイエクの思想が、果たしてどのような意味でそうであるのかを批判的に検討することにある。「新自由主義」には様々な立場から批判が繰り返されているが、そうした通念上の「新自由主義」とハイエクの自由主義思想の間には大きな乖離が存在する。彼の議論においては、市場経済や自由主義、民主主義といった西欧の文化的遺産を発展途上国や低開発国にそのまま移設しようとしても、それはトッパダウ的なもう一つの「設計主義」に過ぎず、宗教的・民族的原理主義の台頭も含めた失敗を余儀なくされることはむしろ必然であった。歴史的に真にプロテスタンティズムの普及が資本主義発展のための最大の契機だったかについては現代では理論面、実証面ともに様々な異論が存在するものの、そもそもヴェーバーが指摘したような、何らかの意味で資本主義のエートスと呼ばれるものが背景に存在しない社会においては発展が継続的に行われることは困難である、という認識や問題の枠組み自体は未だ有効であろう。ハイエクの自由主義論もそうした問題意識の上に成立していた。

以上に基づき、本報告では、まずハイエクとヴェーバーの関係について概観した。両者は直接、邂逅することはなかったが、しかし、ハイエクは師であるミーゼスから間接的にヴェーバーの影響を受けており、「理念型」としての経済認識・モデル・法則の探求や、個人的な認識がどのように

社会的・間主観的に成立するかといった問題の枠組みが3人の間では共有されていた。その上でミーゼスはヴェーバーの「理解 Verstehen」概念の先行条件として、意味のあり方を討議的思考によって求めようとする「把握 Begreifen」概念を提唱しようとしていたが、結局は、自身の公理主義的な経済理論（プラクセオロジー）に後退し、そこでは「理解」あるいは「把握」の意義は十分に組み込まれなかった。ハイエクの議論の独自性は、プラクセオロジーにおける過度の「合理主義」的態度への異議から発展していくことになる。

続いて、ハイエクの科学哲学・思想史の著作である『科学による反革命』（1952年）における「科学主義」への批判を検討した。彼によれば「客観的事実」を対象とする自然科学とは異なり、社会科学ではデータや「事実」それ自体が観念あるいは概念である。そうである以上、われわれは貨幣の進化や言語の形成といった「制度」が引き起こされるあり方を「理解」することはできても、全体の過程を見通したり、正確な経路や結果を予測したり、それらに基づいて理想社会を「設計」することは不可能である。それゆえに、現象が発生・展開する際の「原理の説明」を行う社会科学と、正確な結果の予測を可能にする説明を行う自然科学の区別が必要とされる。

ハイエクは疑似科学的イデオロギーとしての「科学主義」が普及し、最終的にはファシズムや社会主義といった集権的統制経済体制が到来する時代の流れにおいて、サン＝シモン主義が「産婆役」としての大きな役割を果たしたと捉えていた。「独占資本主義」や「金融資本主義」といった歪んだ経済体制はサン＝シモン主義の産物であり、ハイエクが考える適切な市場秩序とは対極にあるものとされた。こうした中央集権的、国家主導型の経済体制への批判は、実は現代の「新自由主義」批判の根底をなすフーコーの議論とも大きく重なる部分がある。ハイエクは市場秩序の枠組みを自身に有利なように歪める利害集団の行動を「集団的利己主義」と呼んで厳しく批判し、法人資本主義の無制限な拡大にも警鐘を鳴らしていた。市場秩序はけして「自由放任」ではなく、自己所有権の適切な設定や一定の福祉制度も含め、放縦に陥らないための法的枠組みの設定が非常に重要となる。こうした結論は、ハイエクに帰せられていた「新自由主義」という「毒」（実際は国家管理型の経済体制）を中和し、旧来の党派の対立を超えて共通に受け入れ可能な現代の知的基盤の一つを提供するきっかけにもなると思われる。

（たいしどう・まさのり 東洋大学経済学部准教授）

コメントとリプライ

第1 コメント 三笥利幸

ヴェーバーの生きた19世紀から20世紀の世紀転換期には、自然科学を範とする「自然主義的一元論」が台頭してくる。科学的研究の意味は自然科学的な法則を発見して社会を認識することに限定されていった。この傾向は広く人文・社会科学全般におよび、理念や価値を排除した法則によって社会の本質を「客観的」に把握するという科学主義が登場したのである。それは、科学の専門分化・専門自己閉塞化を生みつつ、同時に、生物学・進化論によりつつ人間の歴史や社会を包括的に理解し説明するようなあやしげなホーリズムも登場させた。人種差別や文化的偏見を「科学」的に支持する優生学に象徴されるように、科学主義は反知性主義と共犯関係にあって、深刻な学知の危

機が到来した。それに正面から対峙したのがヴェーバーだったのである。ヴェーバーが「客観性」や「価値自由」を強く求め、また、行為者の理念をあきらかにしそれを当人に自己評価させるところまでを科学の権能だと主張したのは、まさしくこうした時代状況への対応と見ることができる。

内藤報告は、ヴェーバーときわめて近いところにおいて、上述のような学知の危機に対応したマリアンネに定位する報告だった。この報告では、不平等や偏見を自然科学的・生物学的知見によって肯定することで男性優位を合理化し正当化する道徳主義を、マリアンネが鋭く批判している姿——もちろん、マリアンネの批判した人物だけでなく、彼女自身の立ち位置や価値理念も問われなければならないとはいえ——が浮き彫りになった。また、橋本報告では、「シュタムラー」論文がシュタムラー本人の思想にまで遡りつつ解説された。「社会生活」を自然科学的な因果科学ではなく目的科学によって認識しようとするシュタムラーにもまた、当時の科学主義を批判する意図が認められるだろう。しかし、ヴェーバーはさらにそれをも乗り越えるべく、行為者の「意味」に着目する「理解社会学」へと出立していったのである。その様子は、今回の報告では直接言及のなかった、シュタムラーの「格率 Maxime」概念をヴェーバーが詳細に検討した意義をも含めてあきらかにされるべきだろう。太子堂報告は、新自由主義といえばハイエク、といった通俗的ハイエク理解を大きく転換させる内容だったことはもちろん、学知の危機が現代にまで存在していること、そしてそれにハイエクはヴェーバーの「客観性」や「価値自由」を吸収しつつ批判的に対応しようとしたことを示すものだった。新たなハイエク像が示されたといえるが、彼の「客観性」や「価値自由」は、ヴェーバーのいうところからはかなりズレたものとなっていて、この点まで含めた検討からさらにハイエクの思想の真価を問うことが待たれる。

（みとま・としゆき 立命館大学産業社会学部教授）

第2 コメント 野崎敏郎

内藤報告のなかで引用されている「学問への女性の貢献」において、マリアンネ・ヴェーバーは、歴史的・文化科学の領域における女性の寄与の意義について考察を巡らせ、「偉大な非分割性と内的統一性」を特徴とする女性の心的固有性と、「自分自身の生活と自分が産みだしている所産とを区別する術を得ている」男性の心的固有性とを対比しているが、女性固有の視点の発見がありうるのか否かについては、慎重に留保している。彼女は、男女それぞれの後天的な習性だと考えられるものと、性に本来由来する固有性だと考えられるものとの両面を見ようとしていると思われる。こうした彼女の知的活動は、女性の身体性を自覚化させようという方向へと向かおうとしていたのか、それとも、女性の能力が発揮できるような場が与えられることによって、女性が男性と同等の活動ができるようになるという方向に、つまり身体性の解消へと向かおうとしていたのかという点が問題になるだろう。

橋本報告で扱われている法実証主義は、ともすれば実定法やそれを制定した権力層の正当化に傾斜する傾向を有しており、それは、大学と、大学の法学と、大学の法学者との危機を招いていた。これに対抗するため、シュタムラーは、カントに倣って、政治や権力にたいする法学の超然性を確保しようとしたと考えられる。そこには、技術主義的な科学観からの脱却を志向しているという点で、たしかにヴェーバーと共鳴するところがある。しかしシュタムラーは、その目的主義的な問題

設定のゆえに、技術主義批判を徹底できず、また法学の厳密な基礎づけも果たせなかった。こうした問題を看取したヴェーバーは、シュタムラーの試みを退け、「意味のない自然」と「当為」とを対比し、意味性の地平から独自の分析枠組を構築していったのであろう。

太子堂報告によって解明されたハイエクの科学主義批判・社会主義批判から、ハイエクが経済学および経済政策の限界について深く認識していたことがわかる。またそれが、ヴェーバーにおける科学信仰批判と呼応していることが明らかであり、これは両者の繋がりを考える上で興味深い。計画経済が成りたちえないというハイエクの論点と、科学による計測によって万物を統御することはできないというヴェーバーの論点から、計画通りにいかないもの、あるいは統御しようとしてかえって逆の結果が生じてしまうという随伴現象を冷徹に分析するという種類の科学をこそ推し進めようとしたところに、両者の知的営みの主眼があったと思われる。併せて、国家機関や地方自治体にはいったいなにができるのか、またなにをなすべきなのかという問題と、そもそも科学と政治とはどういう関係に立つべきかという問題、この二つの根本問題について、両者がどう考えていたのかが、あらためて問われることになるだろう。

(のざき・としろう 佛教大学社会学部教授)

コメントへのリプライ

内藤葉子 三笥氏が、科学の権能のひとつとして、自分の理念を本人に自己評価させるという点をあげられたが、マリアンネはこうした試みを運動のなかで行ったといえる。婚姻法や離婚法、買売春、女性参政権、教育など具体的な議論のなかでは、つねに自分の価値が問われる状況に置かれる。保守層だけでなく、社会主義者、リベラルな男性、次世代の女性たちとも価値の違いが生じており、シュテッカー批判は同じリベラルな市民層女性内部での分裂でしかない。マリアンネは、マックスのいう「価値の多元的状况」の中で自己の価値の一面性を常に問われていたはずだ。

野崎氏がとり上げた「女性固有の視点」という論点には、ジンメルによる「女性的本質の特有性」という当時の議論との関係を見る必要がある。「身体性の解消」については、彼女が依拠した、理性と身体二元論をとるカント主義では、理性的存在としての主体においては身体性が消去されることになるが、女性の場合、妊娠・出産という機能のため身体性の抽象化は難しい。このジレンマのもと、彼女は女性の本質的特性という主張に部分的に賛成するものの、女性は男性性の補完的存在なのかと、女性の身体性と主体性の間で逡巡していた。しかし思弁的議論とは別に、彼女が女性運動の連帯と実践の経験に女性の法的・政治的・倫理的主体化の契機を積極的に見出そうとした点は重要である。

橋本直人 三笥氏がとり上げた、ヴェーバーがシュタムラー批判で論ずる「格率 Maxime」概念については、因果性と規範性を双方向的に架橋する概念として、そして「倫理」論文でも頻出する概念として、検討が必要だ。

野崎氏が指摘された、法学が技術主義に堕しているというのは、シュタムラーが言っているとおおかしくない。ヴェーバーも「カテゴリー」論文において法教義学や法解釈学の意義を認めているが、それを因果性に関する経験的分析に転用したり経験的分析を目的論で置き換えることについて、批判的だったと言える。また、ヴェーバーのカントロヴィチ宛ての書簡における、国家を実体

視しないために理解社会学が必要だという主張の中でシュタムラーが位置付けられていることを考えると、ヴェーバーは、人間の純粋な共同性を志向するシュタムラーの目的科学のうちに、社会や国家の実体視に繋がる危険性を見ていたのかもしれない。シュタムラーは「正法」（自然法的な正しい法）を「可変的な内容を持つ」もの、つまりカント的な形式的なものとして提示するが、これは、後のナチス法学において抽象的な概念ではだめだから「民族」で具体化しろという話に転落してしまう危険性とも関わっている。

太子堂正称 三笠氏が説明されたヴェーバーの「価値自由」に比べるとハイエクの議論は通俗化されたものになっているが、彼の友人のロビンズが『経済学の本質と意義』において、道徳哲学の伝統を脱して純粹論理だけの経済学を主張したのと比べると、「自由」に基づく価値理念の経済学をやろうとしたのがハイエクだったと言える。ハイエクの自生的秩序概念には問題もあるが、現在の経済動学でもモデル化が難しい、均衡論的ではない動学的な経済の構造を明らかにしようとした点に意義が認められる。

野崎氏がとり上げた「計画」や「予測」については、「設計」を否定するハイエクは予測を重視するフリードマンを批判し、経済学理論は原理の説明に留まるべきだと述べている。国家機関や地方自治体の役割については、ハイエクはかなり広く捉えている。法の執行に必要な警察等の諸機関、最低所得補償・年金・健康保険、そして道路や橋などインフラ整備も必要だとする。ハイエクは公共財の理論を否定しておらず、いわゆる「改革派」首長の言うような、儲からない病院や図書館は廃止してよしとする新自由主義的政策とは違う。科学と政治の関係性については、アベノミクスのような“ケインズ＝フリードマン的”金融政策の有効性について、ハイエクは否定的だろう。不確実性のある経済社会を政策によってなんとかしようとするケインズの態度を、ハイエクは全体主義への道だとし、社会主義経済計算論争では計画経済によって政策を徹底できるという考え方を厳しく批判した。

全体討論

質疑応答と全体討論では多岐にわたる論点が提出されたが、筆者（鈴木）の判断で重要だと思われるものに限って簡単に紹介する。

橋本報告を受けて、中野敏男氏は、シュタムラーが新カント派的二元論に立ったのに対し、ヴェーバーが抽象的理念的な「意味」ではなく、経験的に存在する「主観的に抱かれた意味」という議論を導入したことの意義を指摘し、リッカートとの違いを含め、ヴェーバーが新カント派的思考を批判していることがジンメルやテンニースには理解されなかったのだろうと論じた。また、森川剛光氏は、当時はマッハのように現象の関数的記述でよいとする立場があったにもかかわらず、なぜヴェーバーは因果性という形式の科学的説明にこだわったのかと問うた。橋本氏は、ヴェーバーが『『エネルギー論的』文化理論』（1909）でマッハに言及していることを踏まえ、ヴェーバーは関数的な分析の導入が一種の全体論を含意してしまう危険性を考えていたのではないかと述べ、因果性にこだわるというより、実体論に陥らないよう要素還元主義にこだわったのだとした。

恒木健太郎氏は、林健太郎が、プロテスタンティズムの倫理は近代資本主義の本質的規定者であ

るが、ヴェーバーはそう記述するのを避けていると述べ、林はそれを「関係 relationship」だと捉えたことを紹介した。恒木氏は、「倫理」論文は一部の唯物史観のような法則還元主義に陥らない説明として論争の中で提出されたものだとし、ゾンバルトの地代蓄積説が席卷したことに対する反論の意味もあったとした。森川氏は、ヴェーバーにおける科学としての因果帰属とは因果性のカテゴリーを使用することを意味し、ヴェーバーがプロテスタンティズムに類似する宗教倫理から資本主義が自動的に生じるとは述べていない以上、それを「本質法則」と捉えるべきではないと強調した。

因果性をめぐって、橋本氏は、競争が始まり、人びとが否応なしに合理的経営をせざるを得なくなり、淘汰が起こるという事態について、ヴェーバーは上手く因果的に記述できていないのではないかと述べた。これに対し、小林純氏は、ヴェーバーが「経済行為の社会学的基礎範疇」においてクナップとミーゼスの貨幣論、とくにミーゼスの『貨幣及び流通手段の理論』初版を高く評価していることを指摘するとともに、『経済と社会』旧稿の「市場」において競争が現実ルール化されてゆくことをヴェーバーは明確に説明していると述べた。

議論の中で太子堂氏は、ハイエクが指導教官であるケルゼンの実定法主義ではナチスの台頭を抑えられなかったと批判し、実定法の上に位置するノモスをハイエクが重視したことを紹介した。太子堂氏は、水林彪氏の質問に答える形で、ハイエクが「人間の行為の結果ではあるが設計の結果ではないもの」というアダム・ファースンの言葉を引き、人間の意図した行為が累積的に積み上がって意見となり、それがノモスとなるとしていること、ノモスは世俗的な自然法論として解釈できることを説明した。

水林氏は、ヴェーバーの法秩序4類型論が「手続規則によって制定された実定法を、内容を問わず正当 (legitim) とする Legalität (悪法も法) と「〈自然法——これを具体化する制定法〉という自然法的秩序」(悪法は法に非ず) とを範疇的に区別していることに注目し、マリアンネ (人間の尊厳)、シュタムラー (新自然法)、ハイエク (ノモス) は、19世紀的規範論との訣別、新自然法的規範学への志向という点で共通しているのではないかと問うた。加えて、日本国憲法は私人権宣言 (近代自然法)・ワイマル憲法 (現代自然法) の延長線上に位置する「国の最高法規」であるという認識を基礎として、経験科学とは異質な規範学としての法学の再構築が喫緊の課題であること、このような視角からもヴェーバー・シュタムラー論争に光を当てることが必要ではないかと述べた。これを受けて内藤氏は、マリアンネは啓蒙主義の延長上で思想形成をし、社会主義に注目する1900年の論文についても、ルソーの社会契約論から出発して自然的な平等について論じることに、自然法的秩序への強い関心が見られるとした。

太子堂報告について、森川氏は、ゴットル＝オットリリエンフェルトが『計画経済の神話』において市場至上主義も一種の計画経済であると批判し、彼の議論は社会主義経済計算論争におけるミーゼスの批判にも繋がっているとした上で、ハイエクの新自由主義批判はこうしたドイツ的思考に由来するのではないかと述べた。さらに森川氏は、気候変動の抑止を目指した現代の政策は科学主義的設計主義であると否定できるのか、気候変動やワクチン接種の義務化に対する反科学主義的でポピュリズム的な批判をノモスの観念は抑えることができるのか、そして、法システムの外部に位置する人民の意思に根拠を求めるだけではポピュリズムの台頭という課題に答えられないのでは

ないかと、問うた。

ハイエクによる設計主義批判について、太子堂氏は、大恐慌について彼が主張したのは理想的な経済システムの回復を待つことであるが、大恐慌のさなかで何もしないという不作為自体も一つの作為であると述べた。また、緊急事態において為政者が特別な措置を行うことをハイエクは認めているが、緊急事態が恣意的に解釈され悪用される危険性があると論じた。ポピュリズムについては、ハイエクは民主的な投票によって選ばれる議会は不安定でレントシーキングの場になってしまったため、上院改革をして有識者会議に裁判官と並んでノモスとしての法を制定する権限を与えるべきだと述べていると答えた。

宇佐見義尚氏は、自然の収奪に対するマルクスの批判が近年注目されていること、ヴェーバーが最晩年にドイツ各地で時局（政治）に関する数多くの講演に飛び回っていたことを踏まえ、時代に対する向き合い方についてヴェーバーから何を学べるのかと問うた。橋本氏は、「今大変だから、こうしないといけない」と叫ぶ人に対し「本当にそれでよいのか」と訴えることの重要性をヴェーバーから読み取ることができ、彼の社会科学方法論はその裏付けになっていると述べた。内藤氏は、「神々の闘争」の中で声が出せない状況に置かれている人たちが声を出せる場をどのように作るかという観点から、ヴェーバーを読み直したいと答えた。太子堂氏は、思想が多様化・細分化し、排他性や対立が大きくなり、そのため新自由主義を含めて社会が「宗教化」していると述べ、こうした傾向を相対化する上でヴェーバーやハイエクの思想が重要であるとした。

おわりに

以上の討論に参加したのは主に思想史や学説史に関わる研究者であるが、各人の関心は、法学、経済学、社会学、ジェンダーなど多岐にわたっている。そのため議論の焦点が拡散するくらいはあるものの、これだけ幅広い分野の研究者の間で討論が成立すること自体、ヴェーバーと「科学」というテーマの普遍性ゆえであり、それが確認できたことはシンポジウムの成果であると言ってよい。

私たちの社会は、自然科学を万能視する態度とこれを軽視する態度の間で揺れ動いている。ヴェーバーは、価値自由や理念型といった今ではよく知られた概念を用いて経験科学としての社会科学を打ち立てようとしたが、その背景には現代と同じ科学をめぐる対立や矛盾があり、その課題はいまだ克服されたとは言い難い。また、経験科学は、政策や規範との関係をつねに問われざるを得ず、これも自然法を中心に「自然」とされるものをどう捉えるかという問題と深く関わっている。

現代の気候変動にせよ新型コロナウイルス対策にせよ、科学主義の行き過ぎと反知性主義・反科学主義の行き過ぎがくり返し問題化されている。思想史研究は、100年を超える人類の知的営為を捉え返すことによってこうした課題に寄与することができ、今後もヴェーバーがその際の参照点であり続けることは間違いないだろう。

（すずき・むねのり 法政大学社会学部教授）

シンポジウムのチラシ

科学技術や機構組織の著しい発展とともに、公衆から遠ざかる専門知。啓蒙理性の傲りと自然科学万能主義に浸潤された、安易な一元論的思考の跳梁跋扈。設計主義のもとで個人の生を丸ごと管理・規律化し、個人の客観的判断の支えとなるはずの価値自由の領域を窒息させようとする、官僚制の肥大化。科学的真理と称してレイシズムをはじめとする差別と偏見を撒き散らす、政治家・役人・文筆家たちの〈無責任の体系〉の現出。

21世紀に入ってから起きたことは、すでに100年前のドイツで起きていた――。

その時代と格闘したマックス・ヴェーバー、彼と時代を共にした人々、そしてその影響を受けた人々。まさにこれらの人々の織りなす思想と営みが伝えるものを、私たちはどう引き継ぐのか。学知の危機を乗り越えるために、「ヴェーバー没後100年シンポジウム」という名のフィールドが、ここに開かれる。

13:00 開会・趣旨説明：恒木健太郎（専修大学）

13:10 内藤葉子（大阪府立大学）

性・性愛・科学

——〈自然〉に対するマリアンネ・ヴェーバーの批判的視座の射程

13:45 橋本直人（神戸大学）

マックス・ヴェーバーと〈意味〉の地平

——科学主義・シュタムラー・ドイツ社会学の間で

（休憩）

14:35 太子堂正称（東洋大学）

ハイエクにおける科学主義批判と「新自由主義」批判

15:10 コメント：野崎敏郎（佛教大学）・三笥利幸（立命館大学）

（休憩）

15:55 リブライ・全体討論

司会：鈴木宗徳（法政大学）

マックス・ヴェーバー没後百年シンポジウム
学知の危機とマックス・ヴェーバー
——科学主義と反知性主義を超える
12月19日（日）13時～17時30分 ZOOMによるオンライン開催



開催日時：2021年12月19日（日）13:00～17:30
下記のURLまたはQRコードからZOOMミーティングの事前登録をして下さい。

折り返しメールで接続情報が届きます。

<https://bit.ly/3zv9dVW>

参加費は無料です。どなたでもご参加できます。

当日はZOOMを用いて録画をさせていただきます。映像の公開はいたしません。



主催：ヴェーバー没後100年シンポジウム実行委員会
後援：大阪府立大学女性学研究センター 法政大学大原社会問題研究所

問い合わせ先：weber100japan@gmail.com
<https://www3.cuc.ac.jp/~arakawa/weber21/symposium100>